

(案)

上宮ノ沢遺跡発掘調査に伴うコンテナハウス等賃貸借契約書

秋田県埋蔵文化財センター所長 磯村 亨（以下「甲」という。）と、〇〇〇〇 〇〇〇〇
〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇（以下「乙」という。）とは、次の条項により賃貸借契約を締結する。

第1条 甲が乙から賃借するコンテナハウス等（以下「賃借機材」という。）は、別紙のとおりとする。

第2条 甲は、賃借機材を上宮ノ沢遺跡発掘調査のために使用する。

第3条 契約期間は契約締結日から令和6年8月2日までとする。また、賃借期間は令和6年5月28日から令和6年8月2日までとする。ただし、期間満了後においても賃借機材を引き続き使用する場合は、甲と乙が協議のうえ期間を延長できるものとする。

第4条 賃借料は〇, 〇〇〇, 〇〇〇円とし、内取引に係る消費税及び地方消費税は〇〇〇, 〇〇〇円とする。

ただし、前条ただし書きの規定により期間を延長した場合は、甲と乙が協議のうえ、これを変更することができる。

第5条 賃借料は、期間終了後、乙の請求に基づいて支払うものとする。甲は乙の請求が適法と認められる場合は、請求書を受取した日から30日以内に代金を支払うものとする。

ただし、第4条ただし書きの規定により賃借料を変更した場合、変更による差額の支払い期日は、甲乙協議のうえ別に定める。

第6条 乙は、賃借期間初日までに賃借機材を甲の指定する場所に納入し、甲の検査を受けるものとする。

第7条 甲は、賃借機材を常に善良なる管理者の注意をもって保管し、その目的に従って使用するものとする。

第8条 甲の過失により賃借機材の全部又は一部を損壊した場合、甲は遅滞なくこれを修復するものとし、その費用は甲が負担するものとする。

第9条 契約期間が満了したときは、甲は遅滞なく賃借機材を乙に返還するものとし、その費用は乙が負担するものとする。

第10条 秋田県財務規則第178条第〇号により契約保証金は免除するものとする。

第11条 この契約について定めのない事項については、必要に応じ、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和6年 月 日

甲 秋田県大仙市払田字牛嶋20
秋田県埋蔵文化財センター
所 長 磯 村 亨 印

乙 ○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○ ○○○○
○○○○○ ○○ ○○ 印